

E - B I K E を活用した伊豆半島観光プロモーション動画制作業務プロポーザルに関する質問および回答

質問事項	質問内容	回答
インフルエンサーについて	一般的に広告やマーケティングで言われる「インフルエンサー」の影響が及ぶ範囲として、衣類や道具等「所有欲」への憧れが主であるという広告界の常識に反して、「サイクリング」及び伊豆地域への誘導を図る目的での「インフルエンサー」の起用は、その先のプロモーションにも自ずと限界があると想定されますが、委託者として受託者にその限界を超えることを期待しての仕様書でしょうか？	インフルエンサーの定義としては世間（人々の思考や行動）に大きな影響を与える人物であると認識しており、多くの方に見ていただけるということが、伊豆で自転車に乗って移動するという新しいイメージを届けるうえで大事と考えている。また、「所有欲」に限らず、再現性の高い動画を作成することで、ファンマーケティング的な側面も期待したうえでのインフルエンサーの起用としている。 現状では伊豆へのインフルエンサーを活用しての誘客が限界領域に到達していないと考えるため、伊豆でのE-BIKEを活用したプロモーションとして実施するもの。
審査基準及び配点について	プロポーザル実施要項の「9. 審査基準及び配点について」という項目の中で「5.動画閲覧数等の目標値が適切に設定されているか。または測定結果を踏まえた分析を行うことが見込まれるか。」とあるが、「動画閲覧数」が誘客へつながるという論理的説明をお願いします。	観光に自転車という選択肢を与えることが新しい観光の形として訴求するもので、将来的な誘客に繋がっていくものと考えている。本事業の対象セグメントである30代以下の女性の主要な情報収集ツールはスマートフォンとなっており、YoutubeやTiktok、Instagramなどが情報のソースであることから今回のようなプロポーザルを実施するもの。 動画閲覧数については今後のKPIの一環として設定したものである。
	「閲覧数」を目標値にするということについてですが、委託金額の中に作成された動画を使って費用をかけて販促することも含まれるのでしょうか？	含んでいない。インフルエンサーの持つフォロワー数と制作する動画の訴求力から期待できる閲覧数を目標として設定していただくことを考えている。
会社概要及び実績について	当社は6月に設立した会社ですので実質的な内容について特別に記すものは無いですが応募が可能ですか？	可能とします。
	類似の実績ですが以前の所属組織において実質的なプロマネをしておりましたが、実績に含んでよろしいでしょうか？	不可とします。
別紙2の4.委託業務の概要について	文章中に道交法や侵入禁止とあるが、そこに対処するための専門家の設置は条件に入れる必要は無いでしょうか？	条件として定めるものではないが、一時停止、歩道を走らない、左側通行等の交通ルール、マナー等を遵守するため、専門家の監修を受ける等の適切な手段を講じることが望ましい。